

かながわの風 6 2015.Winter

編集・発行  公益社団法人神奈川県社会福祉士会 <http://www.kacsw.or.jp>



本年もよろしくお願ひ致します

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
会 長 山下 康

神奈川県民の皆さん。明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、清々しく新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また日頃より、私ども神奈川県社会福祉士会の様々な事業に対し、温かいご支援とご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

昨年は「県民の皆さんと共に歩む社会福祉士」として権利擁護の具体的推進・社会資源のネットワーク化・相談支援活動など全力で取り組んできました。また、国に対しても社会保障審議会福祉部会など審議会の場において日本社会福祉士会という職能団体としての立場から会長が発言し、社会福祉士としての主張を制度・政策に反映させる様努力を重ねてきました。

昨年来検討されている今後の社会福祉制度の方向性については、介護保険制度改革や消費税関連である予算の動向、社会福祉法人の在り方をめぐる論議など多くの課題があります。また、少子高齢化が進んでいくなかで、介護、保育、障害福祉など各分野においても更にニーズが拡大してきており、それを担う福祉人材の確保も大きな課題となっています。

また、地域社会は大きく変化し、経済的困窮や孤立ひきこもり、虐待、DVなど、これまでの枠組みでは対応しきれないさまざまな課題が広がりつつあります。このような現状を受け、私たち社会福祉士は今一度地域の中で新たな支えあいを作り出していかなくてはならないと考え実践しています。

人に頼れる社会を、助けてと言える社会を、ふところの深い社会を、そしてつながりの再生を求めて、皆様方と一緒に地域や社会の中に必要な仕組みを作っていきたいと考えています。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご活躍を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

CONTENTS

- 02 特集 私から見た、地域包括ケアシステム
- 04 社会福祉士実習プログラムとは？
- 05 平成26年度 実践発表大会のお知らせ
- 06 理事会報告
- 07 あなたの街の社会福祉士 湘南東支部
- 08 公開講座&研修会・情報コーナー・編集後記

様々な領域でご活躍されている方々に伺いました！

私から見た「地域包括ケアシステム」とは

私から見たこれからの地域包括ケア(医療の立場から)

地域包括支援センター職員 佐藤雅美

地域包括支援センターが設立されて約9年が経過する中で、実感するのは確実な高齢者人口の増加と、それに比例した相談件数の増加です。社会情勢も影響し高齢者が暮らしの中で抱える課題が多領域に渡るようになり、複雑化しご自身やご家族だけでは解決の糸口が見つけられない状態に陥ってしまった方も多く見受けられるようになっていきます。

こういった背景から高齢者やそのご家族の生活構造の変化が生じて、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していきける為の仕組みとしての地域包括ケアシステムの整備が急務となっています。

暮らしを支える仕組みに欠かせない一つとして医療体制があります。厚労省も今後のあり方の検討の中で「疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要」という方針を持って体制づくりを各地域に呼びかけています。入院から地域へ、自宅が療養の場となり医療が暮らしの中に融合されていく形に一層移行していく必要があります。

介護保険法第4条第1項では「国民」を主語に始まる努力義務として「要介護状態となることを予防する為…常に健康の保持増進に努める」ことが示されています。

一人ひとりが自分事として健康を損なわないように予防の段階から取り組んでいかないと、医療設備をいくら増やしても今後ますます医療難民増加が促進されてしまう状況になります。

「外来で待たされ余計具合が悪くなる」と受診から遠のかれる方や、認知症等も含め様々な状況から自らの健康状態を気にかける事を阻害され、適切な医療を受けないまま悪化した状態で顕在化する高齢者も地域には多く暮らしています。これからの地域包括ケアにおいて大切なことはそういった方達への早期対応ができる医療・介護の更なる連携の強化・仕組みづくりであると思います。

介護の立場から

社会福祉法人日本医療伝道会法人事務局 次長 齊藤学

地域包括ケアは、2005年の介護保険制度改正において、地域包括支援センターの設置を機に提起された概念です。発展途上の概念、方法論であると認識しています。厚生労働省は、「2025(平成37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進している」としています。

また、厚生労働省は、いわゆる「地域医療・介護推進法」(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)(2014年2月)に基づいて、医療と介護の改革を行おうとしています。2014年4月より「病院完結型の医療」から、住み慣れた地域や自宅で治療し、生活を支える「地域完結型の医療」への転換が進められているところです。従来にはなかった、医療と介護の一体的な取り組みによって、介護のあり方にも、大きな影響を及ぼすことになるものと思われます。

地域医療・介護推進法において、地域包括ケアは、病床の機能分化(高度急性期、急性期、回復期、慢性期の区分)による、在宅ケア推進の必要性から、役割、機能の充実が量的にも、質的にも求められているのです。介護保険におけるケアマネジメントは、施行当初は障害モデルを基にしましたが、単にサービスを配置するだけのケアプランに限界を生じました。ここで指摘されたのが、ソーシャルワークの視点による個別援助の必要性でした。今後、介護はよりクライアントのニーズを注意深く把握し、その生活を必死に守っていかねばならなりません。その為には、関係機関との連携・協働を深めながら、利用者主体の介護の確立、専門性の希求が求められるのではないのでしょうか。何よりご利用者の痛み、思いを理解し、必要なケアに心を注ぐ介護であることが求められます。



「地域包括ケアシステム」とは、地域で介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らしを続けて行くことができるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5領域のサービスを、一体的に受けられる支援体制を体系的に提供する仕組みを言います。

この特集コーナーでは、様々な領域でご活躍されている立場で「私から見た、地域包括ケアシステム」と題し、その熱い思いを綴って頂くこととしました。

私から見た地域包括ケア (社協の立場から)

理事 石橋正道

平成27年度介護保険制度改正では、介護サービス事業者のみならず、社会福祉協議会（社協）が今日まで行ってきた地域福祉推進そのものに大きな影響のある改正であります。

大きな特徴は「地域包括ケアシステムの構築」として地域福祉の視点や手法を積極的に活用した「住民主体の地域包括ケアシステム」を目指していることです。認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加、家族形態の変化の中で介護保険では対応できない生活課題や社会的な孤立、貧困などの問題を背景に、今までも展開されてきたインフォーマルな地域福祉活動を介護保険制度の中にもシステム化していくものです。

それは、今日までの地域支援事業が「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として再編され、住民とともに推進してきた小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービス、当事者団体等とのネットワークを活用した住民主体の多様なサービスとして展開されていくこととなります。

具体的には、訪問・通所サービスが再編され、従来のサービスに加えてサービス体型がA型（緩和された基準によるサービス）、B型（住民主体による支援）C型（短期集中予防サービス）D型（訪問型のみ・移動支援）に構成されます。特にB型は地区社協などの小地域活動推進組織が積極的に行ってきた住民同士の支え合い活動やいきいきサロン事業が該当していくものと思われます。

今後の具体的な設計は市町村が決めていくこととなりますが、すでに事業実施に向けたスケジュールが行政から示されている県内市町村社協もあり、平成27年からは生活支援サービスコーディネーター設置とともに多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による担い手の発掘・養成や社会資源づくりの取り組みを推進するための協議体設置に向けた協議が展開されることとなります。

多くの課題はあるものの、社協が今日まで築いてきた地域との関係をさらに強化し、新たな住民主体のまちづくりを推進していかなければなりません。



地域包括ケアとは (民生委員・児童委員の立場から)

民生委員 木川善子

『大都市 病床17万人分不足 2040年介護施設も手薄』新聞（朝日新聞2014/12/07）一面の見出しである。この深刻な現実を見据え、地域医療・介護推進法が公布された。介護保険制度関連については、2025年を目途に2015年4月から「地域包括ケアシステム」へと段階的に移行され始める。

民生委員（以下同じ）にも、「地域包括ケアシステムの構築」は身に迫る課題である。特養への入所者が要介護3以上に限られ、介護予防給付から訪問介護と通所介護が外されたからである。対応するサービスは、市区町村が保険者となる地域支援事業に移行し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に再編される。これらの担い手の1つが民生委員である。

民生委員が近隣の立場からお手伝いするには、いくつかの課題がある。

1つ目は、民生委員の役割の明確化と負担感の軽減である。民生委員のなり手はなかなか見つからない。横浜市の場合、2014年10月現在18区すべてが欠員の状態にあり、1、2期で辞任する委員も多い。安定した担い手として位置付けるには、民生委員の役割を明確にして負担感を軽くする必要がある。

2つ目は、お互いさまの関係を一歩進めた、小地域内の良質な互助組織体制作りの中核となることである。高齢者施設の利用料を何年も払い続けられる人は、そう多くはいない。特養にも要介護3以上しか入所できないために、地域には介護・医療保健のニーズを持つ人々が止まり増加する。地域の中に自助・互助による支援組織の確立が必要になり、民生委員はその中核となる必要がある。

3つ目は、民生委員も含めた意識改革と担い手の確保である。これからは各分野の専門家とともに、住民一人ひとりが主体的に地域福祉に関わる必要がある。当方の地区社協区域の高齢化率は27.8%である。しかし、行政・住民双方の意識改革を進め、家に籠る人材に働きかけ、有能な担い手として活躍してもらうことは地域の活性化にもつながる。

震災以降、横浜でも住民主体の活動はすでに始動している。困難ではあるが理解を深め合いながら広げていく努力を惜しまないようにしたい。

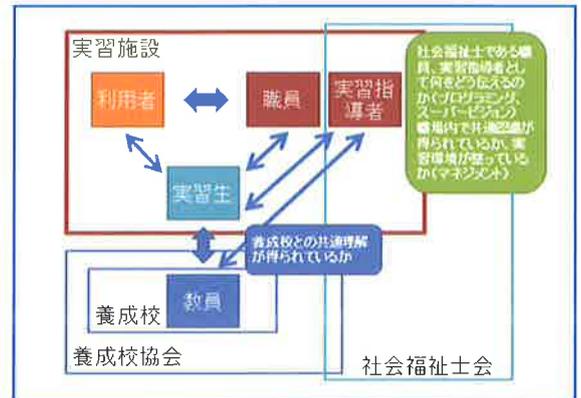
ソーシャルワーク実践を伝える 社会福祉士実習プログラムとは？

～12月6日(土) 実習指導者フォローアップ研修会で報告～

今年度、障害領域を対象に実施した実習プログラム検討会の成果を、12月6日開催の実習指導者フォローアップ研修会で報告しました。検討会では、①実際に行っている実習内容を書き出し、厚生労働省シラバス及び社養協ガイドライン中項目と照合する、②実際に行っている実習内容を、事前学習・職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習に分類する、③ソーシャルワーク実習プログラムを作成するというプロセスで検討を行いました。検討に使用したワークシートはホームページに掲載していますので、ご活用ください。https://ssl.kacsw.or.jp/info_training/013.html

検討会を通して見えてきた実習指導における課題を、次のように総括しました。

- 一人ひとりの社会福祉士が取り組む課題 → 自己の専門性を言語化し、実習生はもとより、実習指導に関わる他の職員や職場に説明ができるよう力量を高めること
- 実習施設が組織として取り組む課題 → 実習指導者の位置づけの明確化、実習環境の整備、実習指導に関する職員間の共通理解の促進、養成校側の課題に関する働きかけ
- 養成校・社養協の課題 → 実習施設との共通理解の構築
- 専門職団体の課題 → 個人では限界がある課題へのバックアップ



実習プログラム検討会

参加者の声

同じ立場の人たちと一緒に考える場に参加できたことは、他施設での工夫や取組を知れ、大変勉強になりました。一人で抱えながら悩んでいる人もいますかと思いますが、同じ立場の人と確認する場があることは大変貴重です。めぐり巡って、同じ立場で活躍してくださる方に繋がるのが自分たちのモチベーションにも繋がる・・・ということを期待しつつ、実習生には福祉の仕事の魅力を伝えながら、今回学んだことをもとに実習導入に繋げていきたいと思えます。

秦野精華園 坂口 奈津江

他法人の実習指導者の方々と課題の共有を通して、互いを共感的に理解し、労いつつも、忌憚のない意見交換ができたことで、ソーシャルワーク実習プログラム案が出来上がったことを嬉しく思います。プログラムを検討する過程で、日頃の実習を振り返るとても良い機会もいただきました。この成果を持ち帰り、既存の実習プログラムとマネジメントを見直したいと考えています。貴重な経験を積ませていただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

丹沢自律生活センター総合相談室 千葉 高史

実習プログラム検討会に参加して、あらためて相談援助実習の全体像を把握することができました。自分自身を振り返ると、全体の中でも本当にごく一部、自分が普段行っていることしか伝えられていないということに気付かされました。現状どこが不足しているのかを把握することができ、今後どのように不足部分に取り組んでいけばよいかを先輩方と考える有意義な時間でした。

通所系施設勤務 男性

他の職場の実習指導者の方々からこの検討会を通し、多くの学びを頂きました。また、日ごろの実習指導を振り返るとても貴重な経験をさせて頂きました。今後は、決まったルールに乗せるルーティンワークとしてではなく、学生個々に沿った内容のプログラムを組みながら、効果的な実習となるよう、この検討会で頂いた成果を活用して行きたいと思えます。

障害者支援施設朝日塾 日向 明

とてもよい経験になりました。これからも良い実習づくりの為に日々勉強です。

ワークステーション菜の花 小玉 洋文

※来年度は福祉事務所と社会福祉協議会における実習プログラムの検討を行う予定です。また、実習指導者をバックアップする方策の検討や、養成校及び養成校協会との連携の促進にも取り組む必要があると認識しています。

平成26年度

実践発表大会

～ 地域で安心して暮らしていくために社会福祉士ができること ～

神奈川県社会福祉士会のみなさん、日ごろの実践において、何を見、何を聴き、どんな支援をおこなっていますか。

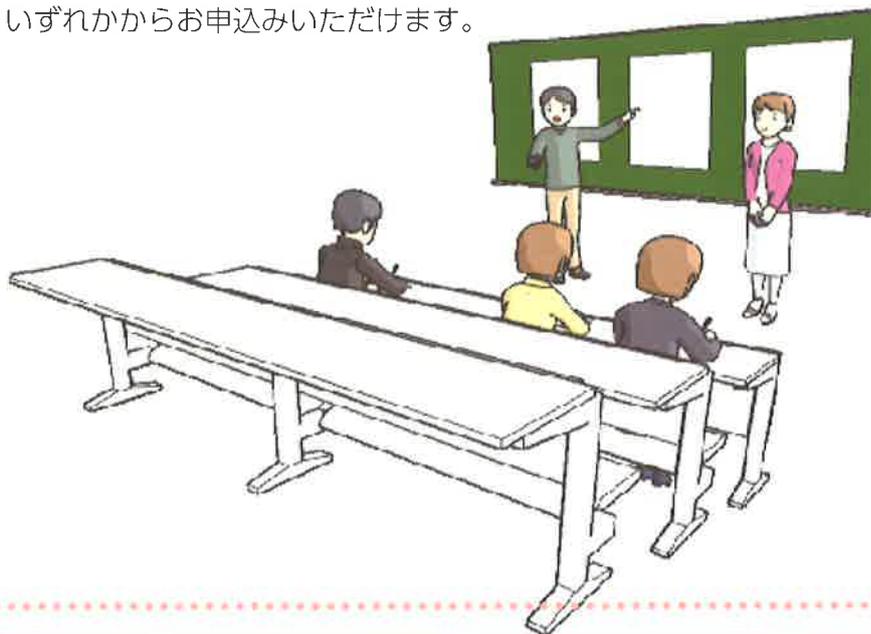
日ごろの実践を通して感じていること、学んでいること、実践していることについて、発表・討議するなかで、発表者、参加者スタッフそれぞれの立場から発表大会で得た事柄を実践に活かしていけることを目的に、平成26年度神奈川県社会福祉士会実践発表大会を開催します。

社会福祉士会の会員の皆様が行っている実践を知って、普段の業務に活かしていただくことができます。また普段の活動分野にとらわれず、ほかの分野の方の発表を聞くことで、社会福祉士としての支援の幅を広げること您也可以。

一年に一度の機会です。ぜひご参加ください。

開催概要

- 【日 時】平成27年2月21日（土曜日）13時～17時（予定）
※演題数によって終了時間が前後します
- 【場 所】ウィリング横浜9階901号室
（住所）横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内
- 【内 容】神奈川県社会福祉士会会員による実践発表（演題4本予定）
※実践発表大会の演題内容が決まりましたら、ホームページで発表します
- 【対象者】社会福祉士、社会福祉を学ぶ学生、福祉に関心のある方等
- 【定 員】40名
- 【参加費】無料
- 【申込方法】申込書（神奈川県社会福祉士会のホームページからダウンロードや印刷ができます）を郵送またはファックス、神奈川県社会福祉士会のホームページのいずれかからお申込みいただけます。



<理事会報告>

平成26年度 第6回理事会 (平成26年10月31日 (金) 18時30分～21時)

かながわ県民活動サポートセンター 604にて開催。出席は山下会長ほか理事16名事務局1名、欠席は2名により理事会成立を確認。

議長に山下会長を選任、議事録署名人は理事、監事を選任。

審議内容

第1号議案入退会

山下会長より資料1に基づき、説明があった。特に異議なく承認された。

第2号議案 秦野市中間的就労支援事業契約締結について

資料2について小島副会長より説明があった。就労支援の一環として中間就労の支援を依頼されている。

4月1日から本格的に始動したい。今年度中は法人との顔つなぎ等のプログラムから開始したいとのことである。質疑応答後、承認された。

第3号議案 新規受託に関する就業規則の改正

吉田副会長より資料3に基づき、説明があった。秦野市の中間就労支援事業を受託するにあたっての変更改正事項である。承認された。

第4号議案 ばあとなあ名簿登録審査

山崎副会長より、資料4に基づき説明があった。新規登録者1名、抹消申請は申請理由一覧記載内容によって抹消、以上を確認し承認された。

協議事項

①福島県事業 復興支援制度を活用した県外避難者支援事業の取り組み

資料5に基づき山下会長より説明があった。意見交換による検討後、再度福島県の方と協議し次回理事会継続審議となった。

②社会福祉士実習推進事業部体制の変更案

資料6に基づき内藤理事より説明があった。現委員会オブザーバーの今後の体制に関し意見交換による検討後、実習推進委員会とは切り離して今後は1～2年かけて、人材育成の体制を創っていくことができるように変更することで良いと了承された。

③職員ハンドブック案

吉田副会長より別紙1に基づき説明があった。総務企画会議で継続して取り組んできたハンドブック案を確認し意見等があれば取り入れ完成版を仕上げる予定である。特段の意見はなかったので次回総務企画会議で完成版を作成することで了承された。

④日本社会福祉士会依頼 災害派遣福祉チーム人材養成基礎研修参加者推薦

別紙2により会長から説明があり検討の結果、井上理事が研修参加をすることとなり了承された。

その他・広報HPの改定について

中西理事より説明があった。広報事業部ではHPについて見直しをしている。今後は再来年くらいの改定を目途に継続して取り組むとのこと。

報告事項

①日本社会福祉士会役員推薦 山下会長より山崎副会長推薦の報告があった。

②各事業部・支部2ヵ月報告(8月・9月分) 別紙3については各委員会の報告を確認。

③司法福祉ネットワーク委員会現況

資料7に基づき菅野理事より報告があった。現在弁護士会との協力でメンバーづくりを行なっている。

11月2日に研修会をおこなう。

④各委託事業報告(各委託事業現況報告があった)

神奈川県委託事業生活保護社会的居場所づくり事業かがやき・生活困窮者支援事業やどりぎ・地域生活定着支援センター事業現況・東日本大震災避難者支援事業見守り隊委託の現況・相模原市受託事業(シェルターはばたき)進捗状況

⑤会計について

資料4により会計9月分までの進捗状況及び2015年度事業計画予算作成提出のスケジュールの確認をした。

⑥10月末現在までの本会推薦・後援状況

⑦第5回理事会議事録について 以上の⑥⑦はそれぞれ資料を確認した。

その他・代議員選挙について

資料11に基づき吉田副会長より説明があった。2015年、2016年の代議員選挙について11月発行の広報に告示を入れる。

次回理事会の予定について確認をおこなった。

第7回理事会 12月7日(日)14時～16時

ウィリング横浜123

第8回理事会 1月17日(土)10時～12時

会館予定

第9回理事会 2月28日(土)午前・午後

理事会・支部役員連絡会・研修会を予定 会館予定

第10回理事会 3月22日(日)10時～12時

ウィリング503

あなたの街の **社会福祉士**

第**6**回 湘南東支部 ●藤沢市 ●茅ヶ崎市 ●寒川町



Message from 支部長・小野田 潤

湘南東支部では、社会福祉士の仕事を地域の皆さんに知っていただくため、イベントなどで相談窓口を開設して対応したり、無料相談会に会員を派遣するなどのさまざまな活動を行っています。相談内容はたとえば「親の介護が心配だけど仕事との両立をどうすればいいか」といったものから、子育ての不安、病後の社会復帰まで幅広く、生活に身近な相談者の必要性がますます高まっていると感じています。これからも湘南東支部では会員間のネットワークの構築をすすめていき、「つながり」を生かした活動で地域福祉に貢献してまいります。

支部活動のご紹介

寒川町ふれあい福祉フェスティバルでの活動

10月11日に開かれた寒川町での福祉関係34団体による福祉フェスティバル(来場者数約4,000名)では、相談ブースを設けて参加。来場者にはちょっとしたプレゼントを渡してアンケートに答えてもらい、介護など日常生活の悩みを聞くことができるよい機会になりました。



「施設見学会」として小規模多機能施設とグループホームへ。

8月23日、茅ヶ崎市内にある「ホームフレンド浜竹」を訪問しました。参加会員数は約20名に上り、参加者からは「実際のサービスの様子が理解できてよかった」といった感想が寄せられました。

「支部定例会」は、毎年6回実施しており、会員による情報や意見の交換等に役立てています。

「い〜すとの会」は、独自に年4回実施している「仲間と出会い、仲間の声を聴き、仲間を作る」活動です。地元湘南にある就労支援カフェなどの福祉カフェ等でお茶や食事を楽しみながら、リラックスした雰囲気の中で会員間の親交を深めています。支部会開催日程や内容について柔軟に提案やニーズを把握しながら、楽しく創っていく場として好評です。

市民公開講座

「発達障がいの特性理解 ご本人に接してわかった大切なこと」開催のお知らせ

人付き合いが苦手、好きなことに没頭してしまう、仕事を転々とし長続きしない、家の中が散らかりっぱなしなど、もしかすると発達障がいのために起きていることかもしれません。発達障がいとはどのようなものか、どう関わればよいかを当事者の親で社会福祉士でもある江崎康子氏(神奈川県自閉症協会相談役ほか)がわかりやすく解説します。

- 日 時：1月31日(土) 午後2時30分～午後4時30分(開場午後2時)。
- 場 所：茅ヶ崎さがみ農協ビル(茅ヶ崎市新栄町13-44)。

神奈川県社会福祉士会事務局(FAX:045-317-2046)へ1月28日までに申し込む。



月	日	開始時間	終了時間	研修・講座等	概要	場所	主催	対象	費用
2	11	13:30	15:30	コミュニティソーシャルワーク実践講座 地域向け報告会	コミュニティソーシャルワーク実践講座受講生によるインタビュー分析結果の発表	港南区 下野庭町内会館	横浜支部	一般	無料
2	21	10:00	12:00	たまひよくらぶ第1部	名刺交換ワークショップ・地区連絡会活動・研修内容紹介	ウィリング横浜 10F 介護実習室	横浜支部	社会福祉士を目指す方、社会福祉士資格取得後おおむね3年未満の方	無料
		13:00	17:00	たまひよくらぶ第2部	県士会主催実践発表大会参加	ウィリング横浜 9F901号室			
2	23	18:30	20:30	地域包括ケアシステムについて	中澤 伸氏（川崎聖風福祉会 事業推進部長）による講演会	高津市民館 第4会議室	川崎支部	会員、他 （先着 45名）	無料

県民の皆様の気持ちに応えられる存在であるために 生涯研修制度 基礎研修

神奈川県社会福祉士会では、「基礎研修Ⅰ」「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」を開講しています。

2012年、日本社会福祉士会の生涯研修制度が改訂され、「基礎課程」と「専門課程」の2つの課程となりました。新制度における基礎課程は、旧制度の基礎研修を見直し、研修内容を充実させ「基礎研修Ⅰ」「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」を順に、概ね3年間かけて社会福祉士として、様々な生活領域や分野で福祉の向上を目指す為に必要な知識・技術を自己学習(レポート)、講義、演習などを通して習得しています。

基礎研修Ⅰの時は資格取得直後の方も多く、社会福祉士の専門性について「良く分からない」「資格を取得したばかりで・・・」という方も基礎研修Ⅲまで進めると、社会福祉士として大きな自信と成長に繋がりが、より良い成長の機会となっています。

そして常に社会情勢の変化に対応するための基礎的な力を基礎研修で身に付けることが、将来的には認定社会福祉士資格取得を目指す為の第一歩にも繋がっていきます。

今後も時代の要請に応えられるような力を身に付けていき、県民の皆様と共に歩むことが出来る存在を目指して、神奈川県社会福祉士会は取り組んでまいりたいと思います。



事務局からのお知らせ

2015年度基礎研修Ⅰについては2015年4月1日(水)から本会ホームページにてお申込みできます。

神奈川県社会福祉士会の会費についてご納入ありがとうございました。2015年度の会費については、2015年4月1日現在の会員の方については、合計1万4千円を2015年4月13日(月)付けで引き落としさせていただきます。引き落とし手数料は110円となります。会費引落口座の残高について予めご確認くださいようお願い申し上げます。

編集後記

先日、関西地方にお住まいのご家族から、神奈川県で暮らす高齢となった両親の心身の衰えが心配だという連絡がありました。地域包括支援センターなどを活用し、介護予防や地域の見守りを強化しましょうということで、ひとまず安心していただくことができました。昔と違ってライフスタイルの変化によりサービスの多様化が求められる世の中です。

今回の特集では社会福祉協議会、医療機関、地域包括

支援センター、そして高齢者介護の領域における支援のエキスパートに、それぞれの立場から「地域包括ケア」への抱負や課題を論じてもらいましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。少子高齢社会を背景に誕生したこの新しい仕組みの中で、私たち社会福祉士がその機能をどのように発揮していくかは日々の実践を通して示していくしかありません。本年も「かながわの風」をよろしく願いいたします。

(湘南東支部：倉西)